

平成26年第3回士別市議会定例会会議録（第3号）

平成26年10月1日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時19分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院 事務局 長	三好信之君
---------------	-------

教育委員 會員 馬場 千晶 君 教育委員 會長 安川 登志男 君

教育委員 會長 菅井 勉 君
生涯學習部

農業委員 會長 松川 英一 君 農業委員 會長 小ヶ島 清一 君
農務局

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 會長 石川 誠 君
監務局

事務局出席者

議事 事務局 局長 石川 敏 君 議事 事務局 局長 浅利 知 充 君

議事 事務局 局長 前畑 美香 君 議事 事務局 局長 榎木 孝士 君
議事 事務局 局長 議事 事務局 局長

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) ここで、副議長と交代をいたします。

○副議長(谷口隆徳君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

13番 国忠崇史議員。

○13番(国忠崇史君) (登壇) おはようございます。

第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1に、電気料金再値上げの影響と本市のエネルギー施策と題して幾つか質問をいたしますが、昨日の松ヶ平哲幸議員の質問と答弁において、私の質問の要旨における(2)本市への影響額、(3)市営住宅入居者の負担増、(5)「新電力」利用の件について、既に明らかになっておりますので、その部分については割愛いたします。

まず、1つ目に、北海道電力から本市に対して行われた説明の期日、おおよその時間、そして内容はどのようなものだったのでしょうか、明らかにしていただきたいと思っております。そして、北海道電力からの説明に対する本市の見解と対応について、この際、伺うものであります。

まさに今年の第1回定例会で、市長は私の一般質問に対して、市民生活を守る見地から電気料金の安易な値上げは到底受け入れられないと答弁しておられますが、今回こそ安易な再値上げに該当するのではないかと思うのであります。この点、いかがであるか御認識を開襟願いたい次第です。

2つ目の論点です。日本全国の50件余りの原子力発電所が全て運転停止してから、この9月で1年がたったところです。去る5月21日に福井地方裁判所が関西電力大飯原発3号機、4号機の運転差し止めを命じる判決を出しました。その根拠の一つが、原発から半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づくものであります。実際、東京電力福島第一原発の事故においては、当初、半径250キロメートル以内の住民への避難勧告が検討された経緯があります。

本市は実のところ、北電泊原子力発電所から測定すると、直線距離で250キロメートル圏内に入ってしまう。更に、偏西風を考慮に入れれば、原発事故の際の放射線は本市方面にも流れると見てもよいのであります。この点によく留意するならば、本市も当事者の一角をなすものとして、泊原発の再稼働に敢然と反対するか、または避難計画の検討に入るなどのアクション

ョンを起こしても全くおかしくないのであります。士別市議会としては安易な再稼働に反対する意見書も既に採択しており、市としても何らかの見解は必要ではないでしょうか。

いみじくも福井地裁判決では次のように指摘されています。いわく、原発の運転停止によって原油、ガスなどの輸入が増え、多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると。

すなわち、原発事故により士別市の豊かな大地と市民の生活基盤が失われることを想像するならば、再稼働に対する態度はおのずから明らかであると信ずるものですが、市長の御所見をいただきたく存じます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

国忠議員の御質問にお答えいたします。

北海道電力は、昨年9月、財政状況の急激な悪化を理由に電気料金の値上げを行いました。それに続き、この10月からも更なる値上げを行うとして、7月31日に経済産業省に対して値上げ認可の申請が行われ、8月1日には北海道電力名寄営業所長が再値上げに関するお願いとして本市を訪れ、説明を受けたところであります。説明によりますと、泊発電所の稼働停止の長期化に伴い、年間2,000億円の火力燃料費を初めとする費用増加が発生し、コスト削減だけで解消することは極めて困難であること。また、収支改善に向けて、あらゆる対策に取り組んでいるものの、このまま現在の電気料金を継続すると、経営状況も悪化し、電力の供給に支障を来すおそれがあるためとのことであります。

泊発電所の再稼働を前提とした料金の設定方法についてはいささか疑問を残すところであり、本年4月からの消費税増税に加え、これから冬を迎える北海道に住む私たちにとって、この時期に電気料金が更に値上げということになれば、個人世帯はもちろん、地方自治体や多くの企業が多大な負担を強いられることは確実であり、経済活動などにも大きな影響があるものと考えます。

電力は市民にとって生活の基礎をなすライフラインであり、本年の第1回定例会でもお答えしたとおり、安易な値上げは到底受け入れられないものであり、北電としての最大のコスト削減を初め、慎重な対応を求めるものであります。北海道電力に対しては、北海道市長会として9月24日付で電気料金再値上げに対する申し入れを行ったところでもあります。

次に、本市が泊原発から250キロメートル圏内に入る件についてであります。大飯原子力発電所からの半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づき、3号機、4号機の再稼働差しとめを福井地方裁判所が命じた判決は、福島第一原子力発電所の事故以来、原発にかかわる訴訟の判決としては初めてのものと認識しており、その持つ意味は極めて大きなものがあると思います。

国忠議員の御質問にあるように、本市は泊発電所から半径250キロメートル圏内にあります

が、泊発電所は現在稼働停止中であり、北海道電力としては再稼働に向けた取り組みを進めているものの、当初の予定から大幅におくれる見通しとなっています。

原発の再稼働については、平成25年第1回定例会で小池議員の御質問にお答えしたとおり、過去の原子力安全神話を反省し、国民の安全と安心を最優先するエネルギー政策のあり方の構築が必要であり、特に優れた自然エネルギーの可能性を有する北海道においては、この活用方法を更に検討することが急務と考えています。

また、将来再稼働となった場合、万一の際の影響については、気象条件や規模によって変化することが予想されるとともに、この場合を想定したデータも今のところないことから、引き続き原発再稼働問題を注視するとともに、これらを含む情報の収集が必要であると考えるところであります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマとして、子ども・子育て支援新制度について取り上げます。質問通告書では「子ども・子育て新制度」と書いてしまいましたが、「支援」の2文字が抜けていました。正確には「子ども・子育て支援新制度」ですので、訂正いたします。

第1の論点です。小泉内閣の後半から民主党政権の最初のうちまで、すなわち2010年ごろまで盛んに幼保一元化、幼保一元化と言われていましたが、この子ども・子育て支援新制度は給付金の出どころが内閣府に一元化されたのみで、保育園や幼稚園の制度はそのまま残り、認定こども園や認可外保育所も入れると、むしろ三元化、四元化していると言っても過言ではないものです。結局、こんなに複雑な制度設計になってしまったのはなぜなのか、この際、市として新制度決定までの経緯を整理してほしく思う次第です。

2つ目に、この新制度の本市への適用についても議論していく土別市子ども・子育て会議の沿革、委員の構成、そして審議状況を明らかにしていただきたく思います。

3点目は、いわゆるニーズ調査についてであります。

全国の市区町村では、乳幼児保育について、一度必要事業量の推計作業を行ったわけですが、本市でもコンビニや全国チェーン等の進出によって女性の就労時間帯が不規則になり、また、非正規労働者化する中で保育ニーズも細分化していることは間違いないと思われます。

少子化で子供の絶対数こそ減少していますが、月決め保育の需要はもちろん減ることはなく、更に今後は一時保育、夜間・早朝の延長保育、日曜・祝日の休日保育、病気をしている病児・病後児保育などはニーズが高まるのではないかと思います。その点の調査結果はどのようなものになったかお知らせください。

次に、保育認定、すなわち保育施設の利用認定と調整等についてお聞きします。

この新制度では、親の就労や子供の年齢に応じて、子供を1号認定、2号認定、3号認定と3つの類型に分けます。そして、保育時間としては短時間型と標準型とに分かれるそうです。しかし、これはいわゆる細切れ保育にならないのか心配されております。こういった細切れ保

育にならないような認定のあり方を現段階で考えているかどうか、お聞きするものです。

また、障害を持つ児童など、支援を必要とする子供の保育認定はどうなっていくのかも見通しをお知らせください。

5点目は、3歳未満児の扱いについてです。

全国的にはゼロ歳から2歳までの待機児童がほとんどという状況であるゆえに、このたびの新制度においては、今まで認可外がほとんどであった3歳未満の園児19人までの保育所を小規模保育事業として認可していく政府方針であります。この方針には、都市部のマンションやビルの一角などでの保育園開設も容易にする、そういった目的も見え隠れします。しかし、全国の保育業界で言われていること、これは園児20人以上だったらどうするのか、そうすると認可漏れになるのではないかがかえって問題になりつつあります。更に、認可外保育所についてですが、かつては改正前の児童福祉法第24条2項が根拠であった認可外施設の立場、それから法的根拠といったものは今後どうなっていくのか、わかっている範囲でお示しください。

最後に、現状の保育水準を落とさない工夫についてお聞きしておきます。

今、るる述べてきたように、この新制度は特に都市部の待機児解消が至上命題であるばかりに、地方の現状に即さない部分が散見される次第なのです。

その1つ目としては、保育士ではない無資格者を活用することの子供への影響です。先ごろ政府の中では、准看護師ならぬ准保育士という資格を設けるという話も浮上しましたが、この新制度の中では、いわゆる保育ママと呼ばれるような簡単な研修を受けた人に公的、制度的な保育の一環を担わせることを認めています。こうしたことで認可施設の水準が下がり、ひいては子供の成長過程を深く理解しない保育が行われる心配があるのではないのでしょうか。本市としては、この点をどのように手当てしていくのでしょうか、お聞きします。

2つ目に、保育施設を経営する側の問題です。この新制度による運営で、今までの運営補助金の仕組みから切りかわって給付金が減額されたり、他方では、その反対に新制度にのらなかったことで、給付の対象から漏れるなどで経営が苦しくなる保育施設が出てくるのではないかと思います。その場合の救済策など、市として考えてあるのか否かをお聞きする次第です。

特に保育料月額1万円少々で保育を行っている本市の認可外保育所及び僻地保育所数施設について、今後、保護者負担が増えることになるのではという心配が拭えないのですが、どうなるのか見通しをお示しください。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

最初に、私から子ども・子育て支援新制度と幼保一元化の制度決定までの経緯について答弁申し上げ、土別市子ども・子育て会議の審議状況などについては保健福祉部長から答弁をいたします。

近年の我が国の子育てを取り巻く環境は、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増加し、また、共働き家庭の増加などにより保育所の待

機児童が増えている現状にあります。こうした中、安心して子供を産み、育てたいという親の願いがかなえられるよう、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することを目的として、平成24年8月に3つの法律が成立いたしました。

1つ目が子ども・子育て支援法、2つ目に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、そして3つ目には、これら2つの法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、いわゆる子ども・子育て関連3法であり、これにより子育てに関する新たな制度が来年、平成27年4月からスタートいたします。

そこで、この制度の一つの特徴でもあります幼保一元化の経緯についてであります。幼稚園と保育所が急速に普及した昭和45年ごろから、一元化についての論議が政府関係や保育関係団体間で広がってまいりました。特に平成に入り、女性の社会参加の進展や核家族化の振興により保育ニーズが増加し、保育所の待機児童への対応が社会問題となる一方、少子化の進行などにより一部の幼稚園では定員割れが起き、幼稚園において正規の時間終了後に、引き続き夕方まで預かる預かり保育が普及するなど、幼稚園と保育所の連携や一元化をめぐる問題がますます取り上げられる状況となりました。

こうした状況の中、平成18年10月、当時の小泉内閣において、多様化している保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ、いわゆる認定こども園が制度化されました。その後、民主党政権では総合こども園を初めとした新しい子ども・子育て新システムの協議がなされましたが、財政支援の不透明さや文部科学省と厚生労働省の二重行政の弊害などが問題視されたことで見送られ、子ども・子育て支援法を初めとした子ども・子育て関連3法が、民主党、自民党、公明党の3党合意により成立し、新制度への移行が決定したところでもあります。

そこで、なぜこのような複雑な制度になったのかということですが、この制度は少子化時代の到来の中で、子供や家庭の多様なニーズに的確に応えることや地域の実情にも配慮し、子供の育ち、子育て家庭を社会全体で支えるための仕組みづくりを簡素化するため、事業ごとに所管する省庁や制度、財源がさまざまに分かれている現行制度を再編し、関係省庁を一元化するなど、保育にかかわる制度や財源、給付について包括的、一元的に取り扱う制度としたものであります。

しかしながら、幼稚園などでは新制度を選択する場合や現行どおりのままとする場合、また認定こども園に移行する場合など複数の選択肢ができたことや、給付の仕組みが変更するなど、現行制度と違う取り扱いもあり、複雑と言われるものと思われております。

このことから、今後、事業主や施設利用者に対し説明会や意見交換会などを開催し、混乱を招くことのないように新制度の周知に努めてまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、士別市子ども・子育て会議の審議状況、必要事

業量等の推計などについてお答えを申し上げます。

最初に、士別市子ども・子育て会議についてであります。新制度への移行に先立ち、国が定める基本方針に即し、士別市の実情を踏まえた中で、今後どのような施設、サービスをどのぐらい整備し実施していくかを定める事業計画の策定が義務づけられましたことから、子育て中の保護者、保育園などの事業者、学識経験者などの御意見をお聞きし、本市の計画を策定するため、昨年7月に設置したところであります。会議の構成員は、子ども会などの子育て支援団体の代表者3名、保育所や幼稚園などの事業者代表者4名、保育士などの保育従事者1名、保育園、幼稚園、児童館に子供が通う保護者4名、学校長などの学識経験者2名に、一般公募者1名を加えた15名の構成となっております。

次に、審議状況についてであります。

昨年度は、延べ3回の会議を開催し、重立った議事としては、教育や保育、子育て支援事業などの必要事業量を把握するため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査項目の内容の検討を行ったところです。その後、同年11月に就学前児童650人、小学生735人、計1,385人の保護者を対象にニーズ調査を実施し、就学前児童362人、小学生380人、計742人から回答が寄せられたところであります。

また、本年度は5月に第1回目の会議を開催し、ニーズ調査の結果の把握と士別市次世代育成支援行動計画の検証を行っているところですが、特に幼稚園、保育園などの今後の利用見込み量等に基づく目標値の設定や、幼稚園や保育園、小規模保育事業などの運営や設備に関する基準、利用者負担額、保育の必要性の認定基準など、計画で定める上で大変重要な項目については、今後慎重に審議してまいります。

次に、必要事業量の推計についてであります。

調査結果をもとに、現在、委託事業者や北海道と協議を進めている段階ではありますが、保育園や幼稚園については利用見込み数よりも利用定員のほうが上回っており、現行の施設数で十分対応できるものと認識しております。

議員御質問にあります一時保育事業などについては、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業など、いずれも利用見込み数より利用定員のほうが上回っており、十分に対応できるものと認識しております。

次に、一時預かり事業については、年間延べ人数で平成27年度で531人、28年度で141人の不足が生じる見込みであります。あいの実保育園とあさひ保育園、2カ所のみ不足が生じておまして、この分は2カ所以外で事業を行っている認可外保育所や民間団体において対応が可能であると認識しております。

一方、病児保育事業については、年間延べ750人前後で不足が生じる見込みであります。病児回復期の子供の保育事業については、現在、民間団体で対応していただいておりますが、病児中の子供については、専門職員の配置、専門スペースの確保等が必要となり、現在の保育体制では対応が困難な状況にありますことから、今後、別の形でその対応を検討していく必要が

あるものと考えております。

次に、保育認定のあり方についてであります。

現行では認可保育所に入所する基準として、士別市保育所条例と同条例施行規則において、保育に欠ける要件や選考基準を定め認定をしておりますが、新制度においても市町村が保育の必要性の認定基準を定め、その基準を満たしている場合には認定をすることになります。また、新たに保育の時間についての規定が追加され、保護者の最低就労時間を月48時間以上として、1日当たり11時間以内の保育と8時間以内の保育といった2つの利用時間の区分を定めることになります。

そこで、議員お尋ねの障害児の認定と細切れ保育への対応についてであります。

まず、障害児の認定については、保育の認定基準を満たせば優先的に利用できる措置を講じるとともに、軽減措置や保育士の加配等についても現行制度と同様に継続していく考えであります。また、細切れ保育への対応については、新制度では2つの利用時間の区分が定められますが、市の考えといたしましては、行事等への参加や集団保育は現行同様の対応を継続し、保育の水準の低下を招くことがないように努めてまいります。

次に、園児20名以上が在籍する認可外保育園の児童福祉法上の根拠についてであります。新制度の施行に伴い児童福祉法が改正され、新たに定員が6名から19名以下を対象とした小規模保育事業が新設され、保育士等の配置基準や保育室の面積要件など、認可保育所と同等、もしくはそれ以上の基準を満たし、原則3歳未満児の受け入れをすることで、地域型保育給付の対象事業となります。しかし、本市の認可外保育所全てにおいて定員が20名以上となっていることから、事業の対象にはならず、現行の児童福祉法に基づく保育施設として位置づけられます。

最後に、現状の保育の水準を落とさぬ施策についてであります。

まず、保育士で無資格者の活用につきましては、国においては施設型給付や地域型保育給付という新たな給付制度を創設し、待機児童対策や地域の子育て支援の充実などに充てる財源として年間約7,000億円を確保し、保育士資格がない者も必要な研修を修了することで保育に携わることができる小規模保育事業や家庭的保育事業など、待機児童解消として新たに制度化され、これらの事業を推奨している自治体もあります。しかし、この制度は待機児童の多い大都市向けの制度という内容が色濃く、待機児童もなく、幼稚園や保育所、一時保育施設などそれぞれの施設利用に対する需給バランスがうまく保たれている本市には、家庭的保育事業などはなじまないものと考えております。

次に、新制度により経営が苦しくなる保育施設への救済策についてであります。新制度の給付制度では、現行体制のままであれば移行する必要がないことから、本市においては前段でも述べましたとおり、施設の運営や体制に変更はないものと考えております。また、認可外保育所についても、本市の保育施設として重要な役割を担っていただいておりますことから、運営補助を継続してまいります。

また、保育料月額1万円少々で保育を行っている認可外僻地保育所の保護者負担についてですが、各施設が新制度へ移行した場合には認可保育所と同様の保護者負担が求められますが、僻地保育所については現状の保育士の配置数や保育体制を踏まえたと、新制度に移行は困難であると考えられ、認可外保育所についても新制度へ移行する考えはないとお話を伺っておりますことから、両保育所とも保護者負担が増えることはないものと考えております。

新制度については、今後、子ども・子育て会議で十分な協議を行い、ファミリーサポートセンター機能の充実や幼稚園、保育所との連携強化など、教育、保育の質の向上と子育て支援機能の充実に努めてまいります。

以上、申し上げて答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 若干、再質問いたします。

きのうの北海道新聞の記事に出ていたんですけれども、文部科学省が要は新制度の認定こども園に転換するかどうかを全国の私立幼稚園にアンケートをとったと。全国の6,833の幼稚園に意向をとったんですね。来年度にこの新しい新制度にのって認定こども園に移行したいと希望している幼稚園は何と22%しかない。北海道内に限定しても25%の幼稚園だけが新制度にのっかって認定こども園に移行したいと。あまつさえ既に、名寄だとか道北にも結構あるんですけれども、認定こども園に転換済みの535園のうちの60園、60の幼稚園ですね、認定こども園になった幼稚園の1割、11%は逆に認定こども園はもう返上したいんだと、幼稚園と保育所に分かれた形態に戻りたいというふうに回答したと出ているんですね。

今、保健福祉部長から市内の認可外保育所については、この新制度にとりあえずのっかって小規模保育事業として認可を受けたいとか、あるいはほかの形でもいいから認定、認可に入りたいという声は出ていないというふうに答弁いただいたんですけれども、市内の幼稚園についてはこの新制度にのりたいたとか、あるいはのれない、のりたくないというような声というのはどんなふうに今のところ出ているか、把握している範囲でお聞かせ願いたいんですが、お願いします。

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 幼稚園につきましては、現在把握している中では1園が平成28年度に移行、更にもう1園が27年度に新制度への移行を予定しているというふうにお聞きしております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） どうもありがとうございました。次の質問に入ります。

（登壇） 本日、最後のテーマは、本市の自然保護施策についてであります。

まず、つくも水郷公園の再開発に当たって、この夏、大規模な市民アンケートが行われ、既に集約もされているとのこととあります。その概要と結果をこの際、承りたく思います。

次に、このつくも水郷公園については、昨年12月の第4回定例会における私の一般質問への答弁で、タヌキモなど数種類の貴重な水生植物があるとのことでした。しかし重要なことは、それらの生息については標識などで市民に知らせ、水郷公園の生態系について一層の理解と保護の機運をつくっていくことではないのでしょうか。この点、例えば8月8日付北海道新聞では、カワシンジュガイもしくはカラスガイ、ドブガイ等の生息について取り上げています。寿命が40年程度ではないかと言われるこれらの貝類なのですが、天塩川と分断される前から生息していると見られる20センチほどの個体が水郷公園内で発見できた一方、若い個体は全くいない。これはすなわち、種の保存に成功していないわけであり、このまま天塩川と分断されている限り貝類の絶滅は時間の問題というふうに、その記事には書かれていました。こういった問題を乗り越えていくにはどうすればいいのか、考えを示していただきたく思う次第です。

3点目は、いわゆるビオトープの件です。

最近、学校の理科学習用だけでなく個人の庭園でも、ビオトープと呼ばれる小さな生態系を育む池が設置されるようになってきました。思うに、水郷公園中央部にある人工の滝付近の池はこのビオトープに最も適しており、士別市の町なかでは珍しくカエルの観察などができます。この池をうまく生かした再開発を望むものですが、いかがなものか見解をいただきます。

次に、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについて取り上げます。

自然保護との関連でこのプロジェクトが目指すところは何なのか、改めて述べていただきたく思います。また、本年度はプロジェクトの発足を記念する事業として、士別の水のペットボトル化に取り組んだわけですが、来年度以降の事業展開について現段階での構想はどんなものが上がっているのか、お知らせください。

さて、天塩岳に関する件ですが、以前から私は朝日の和が舎などを登山基地として位置づけて、登山客がもっと朝日を経由していく方策を幾つか提案もしております。今後のプロジェクトで天塩岳の魅力を適切に発信できれば、現在、年間延べ2,500人程度と言われている登山客も若干増えてくることが予想されるわけですが、他方で夏場、非常に混み合う大雪山溪のように、登山道が荒廃したり、し尿処理が追いつかないなどの矛盾点も出てくるかもしれません。天塩岳の自然をどう守っていくのか、あらかじめ一定の方針を示されたく思います。

また、つけ加えれば、前天塩岳山頂付近に広がるコマクサは、かつての山火事後に誰かが人工的に植えたと見られており、ゆえにコマクサは本市のホームページで多数紹介されている天塩岳の草花にもリストアップされてはいません。こういった人工的な植栽物並びに外来種の規制も考えていかなければ、天塩岳固有の生態系は維持できなくなると考えるものですが、この点いかがでしょうか。

最後に、天塩川の魅力発信に関して提案いたします。

北海道一の大河である石狩川には、石狩川百景というものが定められていることが参考になると思います。顧みれば天塩川の魅力といっても、北海道開発局によって河岸に立入禁止の標識が多く立てられ、実際に川べりに立って天塩川の景観を楽しむことが事実上ほとんどできま

せん。百景のような魅力のある景観ポイントを天塩川流域でも定めていき、展望スペースをつくることなどを要望していくのはどうでしょうか。

更に、天塩川にあまた存在する支流についての魅力発信の件です。

北海道開発局は、天塩川水系にさまざまな施設をつくる、その前のステップとして流域での魚類生息について調査しています。もちろんこの士別市内にもたくさんの支流があり、ヤマベなど魚釣りも盛んです。ごみの放置禁止や乱獲の自粛など、釣り客へのマナー啓発を目的とした立て札は上士別の内大部川などにかかなり以前から設置されておりますが、この際、こういった案内の類いも含め、支流も含めた天塩川の魅力発信を探求してみたいかがかと思考する次第であります。この点にもコメントをお願いいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） お答えいたします。

最初に、私からつくも水郷公園関連の御質問に答弁申し上げ、天塩岳の自然保護については朝日総合支所長から、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについては経済部長から答弁申し上げます。

つくも水郷公園は、20.6ヘクタールの広大な面積を有する総合公園として、昭和45年に着工、11年間の造成期間を経て、昭和55年の完成から30年以上が経過しました。この間、施設の老朽化が進む一方で、市民のライフスタイルの変化などもあり、利用者は減少傾向にあったことから、新たな視点に立った公園の再整備を目指すため、本年2月には各部署の職員で構成する庁内検討委員会を設置し、再整備に当たっての基本コンセプトや市民参画の方法などについて検討を進めてまいりました。6月には、基本計画策定の基礎となる利用者ニーズや、市民が求める公園像を的確に把握することを目的に市民アンケートを実施したところ、小学生から80歳代までの幅広い年齢層の市民を中心に、2,113件もの回答をいただきました。アンケートの集約結果については、市広報やホームページで広く市民に周知を図ったところです。

アンケート回答結果の概要について申し上げます。

初めに、回答者の年齢層では、小学生から高校生までの回答が1,865件と回答総数の約88%を占めており、次いで子育て世代でもある30歳代からの回答が多く寄せられました。

回答の主な内容として、水郷公園のイメージについては、自然豊かな公園、士別市を代表するシンボリック公園といった回答が圧倒的に多かった半面、昔からある古い公園、特色がない公園といった声もあったところです。

公園の利用頻度については、年に数回との回答が47%と最も多く、主な利用目的としては家族や友達と遊ぶため、コイの餌やり、ゴーカート、ウォーキング、パークゴルフとなっております。

今後の再整備に向けた意見としては、各種遊具を初めスポーツ施設や水と親しむことのできる施設の充実のほか、公園周辺の木々の間伐や観賞池の水の浄化など環境の整備、四季折々に楽しむことができる実のなる木や花の植栽など、現在の自然環境を活用した再整備を望む声も

多く寄せられました。

次に、公園内に自生する貴重な水生植物などの市民周知についてであります。

平成25年第4回定例会一般質問において国忠議員から、つくも水郷公園の再整備に関し、環境整備を進めながら自然を生かした公園とすることの御提言をいただいた際の答弁で、準絶滅危惧種と言われるタヌキモ、ミクリの水生植物を初め生息動物も数多く見ることができる自然環境を有しているとお答えをしたところです。

そこで、これら動植物について標識などで市民に周知し、水郷公園の生態系について理解を推進してはとのこととあります。市街地から比較的近い距離にある公園において、現在の生態系を維持できる環境については、以前、都市公園再発見と題して開催された道民カレッジ講座の講師の方からも非常に高い評価をいただいたところであり、市立博物館講座での自然観察会を初め、つくも青少年の家の研修事業の一環としてクイズ感覚で楽しみながらの自然観察学習、ネーチャーフォトラリーに取り組むなど、つくも水郷公園の自然環境やそこに生息する動植物については生きた教材として活用しているところです。

しかしながら、貴重な動植物の自生状況について場所を特定し、標識などで明示したことで、心ない人の手による盗掘やいたずらなどの被害に遭った事例も各地で発生しているため、自然と共生する利用者マナーの確立も必要と考えているところであり、周知方法等については動植物の保護対策とあわせて慎重に検討してまいります。

次に、新聞報道によるカワシンジュガイ、カラスガイの生息についてのお話の中で、天塩川と分断されている限り絶滅するのは時間の問題として、その対応策についてのお尋ねがありました。国忠議員御承知のとおり、つくも水郷公園は、大雨による洪水対策として実施された天塩川河川改修事業により、河道が切りかえられた際の旧河川を有効利用した公園であります。水源は天塩川本流から直接水が流入することなく、地下を浸透してくる伏流水がたまって、現在の池を形成しています。このため、天塩川本流に生息する魚を初めとする生物は往来が不可能であり、また浸透する水量が乏しいため、観賞池の水質保全も課題の一つとなっています。

天塩川からの取水については、過去にも河川管理者である旭川開発建設部名寄河川事務所と協議を行った経過がありますが、岩尾内ダムに係る発電、かんがい用水、水道用水、工業用水など、利水計画上の水利権が設定されている中での運用となりますことから、池の浄化を目的とした新たな水利権の取得は基本的には認められていない状況にあること。更には、河川法に基づく取水の技術基準などもあり、現実的には非常に難しい問題と捉えています。また、水を浄化するための手法として、平成元年には池の水を干して泥の搬出を行ったことで循環機能が促進されるなど、一定の効果が得られた経緯もありますことから、定期的に清掃作業を行うことや公園内でのポーリングによる地下水の利用等も視野に、その方法について検討してまいります。

次に、ビオトープに最も適した場所として人工滝周辺の再整備をとの御提言がありました。

ビオトープとは、生物がありのままに生息活動をする場所、また、こうした環境の保全と解

積しており、そういった意味では、つくも水郷公園全体が自然の力により形成されたビオトープとも認識をしているところです。国忠議員お話しのとおり、人工滝を含めた園内の水路に生息するオタマジャクシ、カエル、川エビなどを熱心に観察する市民の姿を見かけますが、自然環境の整ったつくも水郷公園ならではの和やかな光景であると感じているところです。特に人工滝周辺は、例年開催される水郷公園わくわくフェスタのメイン会場に隣接しており、多くの入園者でにぎわいを見せるゾーンでもあることから、周辺の自然環境保全についても十分な配慮のもとに慎重に検討してまいります。

再整備の基本計画については、公募による市民を初め子育て、高齢者、スポーツ、福祉団体等で構成された、つくも水郷公園再整備市民検討会議委員の皆様による第1回検討会議を10月3日に開催し、基本計画の策定に向け、あらゆる視点から検討を進めていただく予定となっています。つくも水郷公園の再整備に当たっては、これまでも地域政策懇談会を初め子ども夢トーク、子ども議会、水郷公園わくわくフェスタ実行委員会など、多くの市民からさまざまな御意見を伺ってまいりました。

加えて、このたびの市民アンケートの結果を十分に踏まえ、新しい視点に立った市民が望む公園機能と、水と緑あふれる人と自然に優しい環境を備えた公園を目指し、再整備に取り組んでまいります。

以上、申し上げ答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 佐々木朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君）（登壇） 私から、天塩岳の自然保護についてお答えします。

初めに、天塩岳における登山客の増加に伴う自然保護についてであります。大雪山国立公園では、登山者の増加により登山道の荒廃や道幅の拡大、トイレについては処理能力が不足していることや、人目のつかない場所で用を足すといった課題が示されました。

そこで、天塩岳の状況であります。登山道については利用者が年々増加しているものの、その影響による荒廃等は見当たらず、ササや草が生い茂るため、毎年全ての登山道の草刈りを実施し整備している状況にあります。また、トイレについても日帰り登山が主なことから、現段階では特に対策が必要となっている状況にありませんが、自然保護の観点から登山者へのマナー向上や携帯トイレの活用について、周知に努めてまいりたいと考えています。

天塩岳の自然保護については、北海道立自然公園として指定される中で環境保護についても定められており、イワウメやキバナシャクナゲなどの高山植物を採取したり傷つけたりすることが禁止され、許可なく採取または損傷した場合には罰則規定も設けられております。

お話しのコマクサなどの人為的植栽物や国内外来種への対応については、平成13年にコマクサが前天塩岳山頂付近で確認され、生態系への影響が懸念されることから、平成18年6月に公園管理者である北海道を中心として、北海道森林管理局、士別市、朝日山岳会、学識経験者による天塩岳環境保全対策協議会が設立され、その年の7月と翌年の8月の2回、コマクサ除去作業を実施したところであります。これらの取り組みのほか、北海道では道内の自然公園を対

象とした高山植物保護対策事業として、毎年、盗掘防止キャンペーン活動の一環により、天塩岳での監視活動が実施されており、本年も7月に上川総合振興局や上川北部森林管理署、士別警察署とともに本市も参加したところであり、その際にもコマクサの植生が確認されたことから、除去作業も行ったところでもあります。

また、北海道では天塩岳道立自然公園の自然保護監視員として、市内在住者1名を任命しており、北海道自然環境等保全条例等に基づく監視業務が行われています。昨年からはスノーモビルの乗り入れは自然保護のために禁止区域とされたところであり、今後想定される登山者数の増加等による自然環境への影響に対し、公園管理者である北海道を初め関係機関との連携を密にして対応に当たり、今後とも天塩岳の自然保護に努めてまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、自然保護との関連で天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについてお答えいたします。

まず、プロジェクトの目指すところについてであります。

天塩岳は北見山地の最高峰で、山稜部ではハイマツなどの高山植物群が分布し、氷河期の遺存種と言われるナキウサギが生息し、山麓部では天然記念物のクマゲラ、フクロウを初め森林性鳥類が多く、ヒグマ、エゾクロテン等の哺乳類も生息する自然豊かな秀峰です。これらの自然景観と原始性にすぐれ、貴重な地域資源を保護する観点から、天塩岳は隣接する渚滑岳も含め、北海道立自然公園に指定されており、総面積は9,369ヘクタールと、士別市、下川町、滝上町、西興部村に広がり、自然公園の風致景観を維持するための方針に基づき、北海道関係機関とともに自然保護に努めていく必要があります。

一方、天塩川は、天塩岳に源を発し、日本海に注ぐ国内4番目の長さを誇る朔北の大河で、開拓以来、天塩川の水と肥沃な大地の恵みを受ける本市にとって貴重な地域資源であります。また、北海道遺産として次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として選定されたことから、将来へつなげていく必要があり、最上流に位置する本市の役割は極めて重要であります。

このように、本市は天塩川水系の豊かな水の恵みや天塩岳を初めとする緑の山々、そして肥沃で広大な大地を背景に、自然あふれる水とみどりの里としての個性を持ち合わせており、この地域資源に関する各種施策を総合的、包括的に捉え、相乗効果を図りながら、その魅力をより高めるとともに、積極的な情報発信によってブランドイメージ化に努め、観光資源としても幅広く活用し、交流人口の拡大や地域の振興活性化など、文化や産業と結びついていくのが天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトでの目指す姿と考えております。

次に、来年度以降の事業展開についてであります。

本年度においては、天塩川源流の町の魅力を発信するため、500ミリリットル入りの士別の水を3万本製造したほか、天塩岳の整備として渡渉用布団かごの補修、西天塩岳までの新たな

登山道整備や天塩川の源流の設定などを進めているところです。

来年度以降の事業といたしましては、天塩岳周辺整備を継続するほか、岩尾内湖周辺の観光資源の施設整備に加え、天塩川の恵みから生産される農作物の収穫体験や加工体験などの着地型観光メニューの構築、地域資源を生かした新たな特産品の開発、つくも水郷公園の再整備に取り組むなど、市民の皆様や関係する団体の方々の御意見を伺いながらプロジェクトを推進してまいりたいと考えております。

次に、天塩川の景観ポイントや展望スペースの設置、支流も含めた魅力の発進についてであります。

流域における魚類を初めとする動植物等の生息や生育状況につきましては、北海道開発局が策定した天塩川水系河川整備計画の中で示されており、本市流域内の特徴としては岩尾内湖から上流部は川幅が狭く流れも急峻で、サクラマスやイワナ等の魚類やクマガラ等の貴重な鳥類が生息しております。岩尾内湖から風連堰堤までは川幅も広く、比較的ゆったりとした流れを繰り返し、随所に農業かんがい用の頭首工も整備されており、流域にはエゾウグイやドジョウも多く、急斜面に接する崖地や川の湾曲部に多く見られる水衝部の崩落地には、ヤマセミやカワセミ等の河岸に営巣する鳥類の生息地も見られます。

そこで、御提言の展望スペースにつきましては、市内には川の流れを見渡せるような箇所が少なく、更に河川沿いには柳やハンノキ群落を主体とした河畔林が繁茂しているため、容易に河川に立ち入れるような場所も少ないことなどから難しいと考えますが、魅力的な景観ポイントとしては、春先の大量の雪解け水がかんがい用頭首工から流下する様子や、満水時の岩尾内湖からの放流などはすばらしいものがありますので、広くお知らせしていくと考えております。

また、河川管理者の名寄河川事務所のホームページにおいて、流域自治体やカヌーイストとの意見を取り入れ作成された天塩川マップのほか、空から見た天塩川では源流から河口までの魅力的な景観ポイントとして67カ所が紹介されております。

したがって、お話しした天塩川の魅力ある景観ポイントを定めた天塩川百景や、釣り客へのマナー啓発も含めた天塩川支流の魅力の発信については、関係する市町村も多くありますので、源流の士別市から河口の天塩町までの流域11市町村で構成されておりますテッシン・オ・ペック賑わい創出協議会において御意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） これで終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年3月に発表した本市の将来推計人口によりますと、6年後の2020年が1万8,772人、11年後の2025年が1万7,236人、16年後の2030年が1万5,700人、21年後の2035年が1万4,213人、そして26年後の2040年には、現在より40%近くの人口が減少

する1万2,815人と推計されています。これは、国勢調査の5歳階級別人口を基準に5年ごとに推計されたもので、社会的な大きな要因、変化がない前提でつくられており、人口が下げどまるような大きな要因が起これば当然このとおりに推移はしませんが、逆を言えば効果的な対策を見つけることができなければ、残念ながらこの推計に近い人口減少が進む可能性が予想されています。本市は、これから少なくとも26年間、毎年約300人の人口が規則的とも思われる形で減少し続ける推計が示されています。19歳以下の人口では、2015年が2,999人ですが、26年後の2040年には半分以下の1,419人と推計されており、市内の生徒・児童数が現在の半数以下となる可能性を示しています。しかも、これは2040年までの推計であり、その後も人口減少が続くこととなりそうです。

さきの6月の第2回定例会で谷議員も触れられましたが、本年5月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、この国立社会保障・人口問題研究所の推計データをもとに、独自の調整率を乗じ、今後も人口移動が収束しない場合の将来推計人口を発表しました。その推計によりますと、2040年の本市の人口は、さきの1万2,815人の予測から更に減少し、1万1,458人になるという衝撃的なデータが発表されています。また、20代から30代の女性が、2010年から2040年にかけて半減する896自治体が発表されました。これらの自治体は、この30年間で若年女性が50%以上減少することにより、出生率が上昇しても人口維持は困難になるという考えからです。本市も63.6%の減少が予想され、残念ながらこの896自治体の一つです。

あわせて、2040年に人口が1万人を割る523の自治体を消滅可能性都市として発表されました。この消滅可能性都市は、行政機能の維持や介護保険や医療保険など社会保障の維持が難しくなり、雇用も確保しづらくなる自治体を示すものです。本市は、2040年の推定人口が1万1,458人と、かろうじて1万人台を維持している推計のため、この523自治体には入りませんが、ほぼ同様の状況と言わざるを得ません。

これら人口推計に関して、本市はどのように分析し、どうお考えでしょうか。また、現在までこのような人口推計をどのように活用されてきたのでしょうか。

私は、人口を極力維持できる政策を進めていくべきと考えますが、一方、減少していく人口に行政も迅速に対応していかなければならない時期がやってきたものと考えますが、本市の考え方をお聞かせください。

さて、人口・財政縮小時代に合わせた、いわゆる身の丈行政が全国で始まっています。行政のあり方を変えることを迫られているのは夕張市だけではなく、上手に縮むことを目指す自治体が全国各地で動き出しました。道内では釧路市や滝川市などが先行しているとお聞きしています。釧路市が策定を進めている公共施設等適正化計画では、今後40年間という長いスパンの中で人口減少や人口構成の変化に対応した施設の再編・整備、地域の特性に応じた施設配置、地域の特性に合わせた施設の再編、コンパクトなまちづくりと連動した施設の再編などを進めるもので、40年間で公共施設の保有面積を46%削減し、トータルコストを63%削減しようという壮大な計画です。

滝川市では、本年2月に公共施設マネジメント計画が策定されました。今後は全てのインフラを維持、更新することは困難という認識のもとでつくられた10年間の計画で、5年後をめどに施策の進捗状況等を検証し、次期10年間を見据えながら長期的視野で進めるものです。このように先行する他市の計画をどうお考えでしょうか。

さて、そのような流れからか、総務省が本年4月に公共施設等総合管理計画を策定するように自治体に通知を送ったとお聞きしています。公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画となっています。この計画策定に要する経費には、本年度から3年間にわたり特別交付税措置がされるともお聞きしていますが、この公共施設等総合管理計画の概要をお教えてください。また、この計画をしっかりとつくり上げることにより、先行する釧路市などの計画と同等のものをつくり出すことができるものと思いますが、いかがでしょうか。

私は、人口減少のスピードが速い本市こそ、長期間にわたるこのような計画の早急な策定が必要と考えますが、本市の考えをお聞かせください。

市民に身近な行政サービスの質を極力落とさず、施設の再編などにより、かつてない行政コストの削減を長期にわたって継続していかなければならない時代が、本市に限らずほとんどの自治体で既に始まったと言えるでしょう。この公共施設等総合管理計画を中身の濃いものにするにより、次期総合計画と大きく連動していくこととなると思いますが、いかがでしょうか。

士別市財政運営方針にも、身の丈に合った行財政運営と方針が書かれています。全国より人口減少のスピードが速い北海道、その道内35市の中でも速いスピードで人口減少が進む本市の長期的な対応を求めて、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、将来人口の推計に関する御質問がありました。社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計方法を基本に、特に若年女性の推移に着目した日本創成会議・人口問題検討分科会の推計結果は、全国自治体の半数を超える地方都市の消滅を预言するものであることから、社会全体に大きな衝撃を与えました。政府も、まち・ひと・しごと創生本部設立準備室を発足し、長期ビジョンの策定を進めることとしたほか、都道府県に対してもビジョンの策定を示唆し、これを受けて北海道も有識者会議を立ち上げました。

本市においても若年女性が半数以下になると推計されており、これまで同様の人口流出と減少が続けば、最悪の場合、自治体として存続できなくなる可能性もあることから、第2回定例会でも申し上げたとおり、子育てや健康長寿に引き続き力を注ぐとともに、地域資源を生かした施策の推進など、将来を見据えたまちづくりに意を新たにしたいところです。

社会保障・人口問題研究所の人口推計については、現在の総合計画における想定人口の算出においても基礎資料の一つとして活用したところですが、その際には他の推計方法によるデー

タとも比較検討のもと、若干の補正を加え、平成29年度における人口を約2万人と想定しました。次期総合計画の策定に当たっては、このたびの日本創成会議の推計なども参考にしながら、本市の将来像や各種施策の検討に当たっていく必要があると考えています。また、今後策定する各種計画においても、これらの推計を考慮に加えていくことが必要と考えています。

次に、公共施設などの総合管理計画についてです。

我が国は、高度経済成長期や人口増加期に数多くの公共施設やインフラを整備し、行政サービスの充実を図ることにより、私たちの生活も豊かになってきましたが、こうした施設の老朽化に伴う建てかえや大規模改修、維持管理費などの財政負担が今大きな課題となっています。

道内においては、お話にあったとおり、釧路市、滝川市が既に公共施設マネジメント計画などを策定しており、特に滝川市においては公共施設マネジメント課といった部署を新設するなど、先駆的な取り組みを進めています。

こうした状況のもと、国の平成26年度地方財政計画において、公共施設などの総合管理計画の概要が示され、その後、本年4月に同計画策定に当たっての指針が通知されました。その内容は、インフラを含めた全ての公共施設などを対象に老朽化や利用状況を把握し、更には総人口、年代別人口についての今後の見通し、維持管理・更新に係る経費や財源などを分析の上、今後の公共施設などの管理に関する基本方針を定め、計画期間については10年以上が望ましいとされており、地方財政措置としては、平成28年度までに計画策定する自治体に対して特別交付税で一般財源所要額の2分の1が措置されるほか、計画に基づく公共施設などの解体経費については地方債の特例措置が創設されました。

本市においても、将来人口推計や中長期的な財政状況を考慮すると、労働者人口の減少や少子高齢化により財政状況は厳しくなることが予測されることから、将来の財政負担を軽減し、公共施設の適正な配置や、効率的かつ効果的な管理運営を推進していくためには、施設の見える化を図るとともに、総合的な視点に立った計画策定が必要と考えており、平成23年度から自治体運営改革会議において検討を進めています。

国が求める公共施設などの総合管理計画は、学校、道路、公営住宅などといった施設類型ごとの基本方針を策定する計画ですが、本市においては、これまでも自治体運営改革会議において公共施設のあり方について検討を進めてきましたが、更にそれぞれの施設のトータルコストの縮減、平準化や老朽化対策を中長期的な視点で一体的に進めるための公共施設マネジメント計画が必要と考えております。

多様化する市民ニーズに応えながら、行政サービスの質を確保していくためには、身の丈に合った公共施設のあり方について、市民、議会、行政が一体となって問題意識を共有し、まちづくり基本条例の理念を持って知恵を出し合うことが必要です。次の世代へよりよい資産やサービスを引き継いでいくためには、計画の着実な達成が必要であり、平成30年度からスタートする次期総合計画に反映させるためにも、先行して公共施設の見直しについて検討を進めてまいります。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） ちょっと確認だけさせていただきますけれども、国が求める公共施設等管理計画と、今策定を進めている本市の公共施設マネジメント計画の関係は、どういう関係になるのかちょっとお答えいただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、国が今回示してきた公共施設等総合管理計画については、これは地方も含めて施設全体に係る管理についての基本的な方針ということでの位置づけになります。この方針に基づいてそれぞれの自治体が公共施設マネジメント計画を策定して、その自治体ならではの管理のあり方、それから方向性、こういったものを定めていくということになる計画になります。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） もう一点お聞きしますけれども、その中には、釧路市等は削減目標ですか具体的に目標まで入れて計画をつくっているんですけども、現時点でそういった、私は基本的な長期的な目標、数値的なものを入れるべきだと思いますが、そういったことも含めて今検討されているのでしょうか。

○副議長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 総合管理計画の中では、国は具体的に数値目標を定めろということにはなっておりません。ただ、今お話にありましたように、釧路市においては具体的な数値目標を掲げていますし、あと滝川市については具体的な数値目標を掲げない公共施設のマネジメント計画をつくっています。

そこで、士別市の場合ということになりますけれども、このマネジメント計画をつくっていく上では、一定の維持管理費あるいは管理する面積、これについてある意味、目標として数値を掲げていくことは必要かなというふうに考えています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 次に、長期的な財政計画について質問いたします。

本市の今後の財政計画に関する質問であります。現在、本市は行財政改革大綱実施計画の後期であり、さまざまな施策を実施中です。また、合併後の平成18年度から22年度までの5年間の財政健全化計画の計画期間が終了し、当面の財政運営方針として平成23年6月に士別市財政運営方針が策定され、現在に至っています。合併は最大の行政改革とも言われ、本市は平成17年9月の合併以後、もうすぐ10年を迎えようとしています。本市は行財政改革を進める中で、合併特例法の恩恵を現在までに大きく受けてきたところですが、ここに来て財政面での厳しさを感じる面が増してきています。行財政改革大綱実施計画の前期集中改革期間であった平成18

年度から22年度の5年間は、さきの財政健全化計画の計画期間でもあり、その後の平成24年度までの一般会計においては、財政調整基金からの繰入れに頼ることなく一定の黒字を確保していましたが、平成25年度の決算書を見ますと、財政調整基金からの繰入額が結果的に2億円となっています。

また、（仮称）環境センター一般廃棄物最終処分場建設の入札においては、資材費や労務単価などの高騰により最初の入札が不調に終わり、計画の縮小や見直しをした上で、4億3,000万円余りを追加補正せざるを得ない状況でもありました。このような建築工事費の高どまりは今後続く可能性が高く、総合計画を含め多くの計画に影響が出ると考えられますが、いかがでしょうか。それらに対してどう分析し、今後どう対応されるのでしょうか。

さて、7月25日に決定されました本市の普通交付税ですが、予算額が約69億7,000万円に対して決定額が約68億4,000万円と、予算額より約1億3,000万円も少ない結果となりました。本定例会初日に行われた市長の行政報告の中で、その減額の要因は歳出特別枠の減額に伴い、人口密度による加算と算定方法が変更されたことによるもので、予算編成時での予見は困難であったとの報告をいただきましたが、1億3,000万円は決して小さな額ではありませんので、もう少し詳しくその要因をお答えください。算定方法の変更による影響額とすれば、来年度以降も変更されない限り同じような交付税減額の影響が出てくると理解いたしますが、よろしいでしょうか。

交付税減額に関することでは、合併特例法による合併算定がえによる交付税の加算が、来年度までの10年間されており、今年度の加算額は約4億6,000万円ですが、平成28年度から5年間の段階的な縮減が始まり、平成32年度から算定がえによる加算額のない一本算定となり、本年度に当てはめれば加算額約4億6,000万円がない状況となります。このように、今後、財政が一気に厳しさを増す時期が来ますが、最大の事業となる環境センターの建設や、発行期限が15年間の合併特例債の活用を前提とした本庁舎の整備などの大型事業が重なり、新市になって以来、経験したことのない厳しい時代を迎えるものと私は認識をしておりますが、本市のお考えをお聞かせください。

今後、残念ながら人口減少が進みます。財源も縮小していきます。公共施設等の集約に関する、さきの質問とリンクいたしますが、より長期的な財政計画や財政予測をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、今までそのような検討はされてきたのでしょうか。今後、10年後、20年後と予想される財政規模はどのくらいで、義務的経費はどう推移するのか。どうすれば一定の投資的経費を確保できるのかなど、市民に公表してこそ次期総合計画の策定にも生かされるものと考えますし、公共施設等総合管理計画の策定や今後の職員の定員適正化計画などにも生かされるものと思います。もちろんさまざまな要因の変化で、長期にわたる推計は難しいものと承知いたしますが、本市の将来を相対的に推しはかる上で、重要なものになることには間違いありません。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、次期総合計画が終了ごろの2025年の本

市の人口予測が1万7,236人です。決してそうなってほしくはありませんが、そうってしまった場合でも自治体経営を安定して持続できる総合計画を考えなければならない時期とも思いますので、長期的な財政計画や財政予測の策定を提案して、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、建設工事費の高騰による総合計画などへの影響についてであります。

東日本大震災の復興需要や技能労働者の人手不足により、建設工事費の積算根拠となる労務単価が平成25年4月に15.1%、26年2月に7.1%アップするなど人件費の上昇と合わせ、北海道の工事積算標準単価では、鉄筋、型枠などが昨年と比較して15から20%上昇し、建築資材等の値上がりも見られることから、公共工事の設計単価が高騰し、今年度だけでも建築工事で3度の単価改定が行われている状況であります。

今後の経済状況やオリンピック需要などを考え合わせますと、この傾向は今後も続くことが想定されるため、特に大型事業の建設事業費が実勢価格と乖離することがないように、総合計画等の見直しに当たっては的確な積算に努めるとともに、必要な事業費の推計及び財源の確保についても、引き続き意を配してまいりたいと考えております。

次に、2点目の普通交付税の減額についてであります。

当初予算を1億3,000万円下回った要因は、リーマンショックによる経済危機に対応するため地方交付税算定項目として設けられた歳出特別枠が縮減され、国ベースにおいて前年比で3,000億円のマイナスとなったことから、合併市町村の特例である旧朝日町の算定で地域経済雇用対策費が大幅に減額となったことによるものです。この算定項目は、地域経済の振興、雇用の確保を図るため、人口密度が低い団体に特に厚く配分されていたものですが、旧朝日町の人口密度の算定に係る係数が、これまでの上限値15から本年度は9に縮減されたことなどにより、前年と比べて総額で39%、額にして2億4,000万円の減額となりました。これは、予算編成時点での指標である地方財政対策で示された伸び率マイナス20%を大きく上回る削減率であり、こうした影響もあって、道内では3分の1を超える市町村が当初予算を下回る算定結果となったところであります。

来年度以降の交付税算定については、さまざまな要素が関連してくるため、現段階では不透明な状況にありますが、新年度の予算編成に当たっては、国から年末に示される地方財政対策をもとに、本市の事業費補正などを加味して見積もることになります。収入財源の多くを交付税に頼る本市にとって交付税算定のあり方は極めて重要でありますので、歳出特別枠の動向を初め的確な情報収集に今後とも努めてまいります。

3点目に、長期的な財政推計についてであります。

まず、地方交付税の今後の見通しでは、合併特例の加算額、本年度では4億6,000万円になりますが、これがお話しのように、平成28年度から段階的に縮減されることとなります。国で

は、合併団体特有の財政需要、例えば住民サービスや災害の対応などを維持するため総合支所に要する経費や、面積の拡大に伴う経費を単位費用に反映させることで段階的に復元を図る方針ですが、どの程度復元されるかは示されていない状況であります。また、平成27年度に実施される国勢調査で、交付税の測定単位となる人口が減少する見込みでありますことから、これまででない厳しい状況になることが懸念されます。

また、議員御指摘のとおり、環境センター、庁舎整備などの大型事業の実施による起債、借入額の増加により、実質公債費比率の推計では、ピークとなる2022年から23年にはおおむね23%に達する見込みであり、早期健全化団体となる25%に迫ることとなります。更に、公共施設更新費用の推計では、現存施設を新築後50年で建てかえたものと仮定した試算ではありますが、2029年には現行の公共施設投資的経費の2倍を超える約40億円、2044年には3倍の約60億円という現実的ではないと言わざるを得ない金額となり、財政運営のあり方を見直していくことは急務であると考えております。

そこで、長期的な財政計画の策定についてであります。現行の士別市財政運営方針は、従前の財政健全化計画が実質収支の黒字化という当初の目的を達成し、計画期間を終了したことを踏まえ、将来にわたる自立した自治体運営を確立するための新たな指針として、平成23年度に策定したものであります。

自治体の財政運営は、国の地方財政計画の動向によって大きく左右される一面があります。国の中期財政計画では、平成27年度まで地方の一般財源総額の水准确保を明確にする一方で、基礎的財政収支の黒字化という財政再建を目標に掲げており、平成28年度以降の予算編成では、地方財源に対して今まで以上に厳しい減額が求められることが懸念されますが、国の財政規律を維持することは国際社会の信任を得る上でも重要であり、国・地方が一体となってその達成に向け取り組まなければなりません。

こうした中、本市においては、大型事業の影響などで単年度では起債残高が増加する局面が出てくるため、長期的な財政推計を踏まえた中期財政フレームを作成し、財政運営の指針としていくとともに、総合計画との整合性を踏まえながら適宜見直しを図っていく考えであります。この内容については市民の皆様にもお知らせをし、将来のまちづくりに生かされるようにしていきたいと考えております。

また、単年度収支の実質的な赤字など、財政状況の悪化が避けられない見通しとなった場合には、新たな財政健全化計画の策定を含め、改善に向けた総合的な対策について検討してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、今、中期財政フレームというものをつくれるということをお話いただいたんですけども、これは計画年数というのか、何年ぐらいの範囲のもので計画をされるのでしょうか。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） まず、長期的な財政推計を踏まえた中期財政フレームという考えで、先ほど答弁したとおりでありますけれども、まずは長期というのは10年間ぐらいというふうにご考えておまして、その中で中期というのは来年、平成27年度から29年度までの3年間というふうにご考えておりますので、この中期財政フレームにつきましては、間もなく平成27年度の予算編成に入っておりますので、その中でしっかり示していけるように、これからしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 質問の中でもいたしましたけれども、非常に来年の交付税がどうなるかもなかなか読めないという、国の考え方も常々変わるので、長期的な財政を予測するというのは非常に難しいというのはわかるんですけども、極力、多少見直し見直しは当然必要ですけども、長期的な財政計画を、今後、今言われた中期財政フレームをまずはつくる、その先にはぜひ長期的なものも視野に入れて進めていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○副議長（谷口隆徳君） まだ質問が続いておりますが、昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前 1 時 4 5 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番 粥川 章議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、天塩岳、天塩川における観光行政についてお尋ねをするものであります。

士別市の重要な観光資源である天塩岳は、昭和53年、道の指定を受けた道立自然公園として、これまでヒュッテ、登山道の整備、避難小屋、トイレの設置がなされ、北海道で一番早い山開きをキャッチフレーズに、昭和59年より毎年6月の第1日曜日に天塩岳山開きが開催され、本年は入山届けをされた101名の参加があり、そのうち和が舎の宿泊22名、入浴者63名、8月末までの登山者は820名となっています。近年の登山ブームにより、年間2,500人程度の入山者が訪れ、市のホームページやフェイスブックに加え、札幌市及び近郊を中心に情報誌等を利用しPRに努め、天塩岳の魅力と情報を発信しているところでありますが、平成25年第1回定例会一般質問で国忠議員から、朝日地区に山の情報などを提供できる登山基地機能を持った施設の設置について提案が出されています。そこで、下川愛別線にある茂志利地区農業活性化センタ

一を今後活用できないかと考えますが、いかがでしょうか。

さて、牧野市長が2期目のマニフェストに上げた、たくましいまちの中の事業、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの取り組みでは、士別市をアピールする目的で東山浄水場の水を利用したペットボトル3万本を製造し、各種大会やイベント、会議などに提供し、好評を得ていることに高く評価している一人であります。

そこで、提案としてお尋ねをいたしますが、天塩川源流から東山までの長い道中にはさまざまな支流や沢などの水が天塩川に合流していることから、こだわりを持って源流の水を取水し処理する方法は考えられませんか。また、今後、士別市全戸に提供する考えはあるのでしょうか。更に、この取り組みは意義があるものであることから、ぜひ販売できるようにすべきと考えますが、これらについての御所見を伺います。

また、天塩岳に通じる朝日愛別線は国道39号線にアクセスすることから、旭川、札幌方面からの釣り客、観光バス、林業や土木建築作業員の通勤、合宿に訪れる車両の往来などが年々増加していることを感じています。この道路は地形的なことから携帯電話の受信状況がよくなく、これらの観点から中継場の設置を要望したいと考えておりますが、重ねて御所見を伺うものであります。

次に、老朽化した公共建築物の解体計画についてお尋ねをいたします。

市町村の中で一番古い公共建築物は学校と思いますが、本市における廃校となった学校は10校現存され、うち6校が公民館分館として使用されていますが、このうち朝日総合支所の管理下にある茂志利小学校は、築52年を経過し老朽化が著しく、校舎周辺には背丈以上もある雑草が繁茂し景観を損ね、地域からも解体の要望がなされています。旧校舎の近くに天塩岳登山道や岩尾内湖畔がある茂志利地区は、ここ数年の間に急激に人口が減少し、現在2戸の畑作農家、1戸の酪農家のみとなっている地域であります。士別市において一番標高が高いことから、昼夜の寒暖差が大きく、農作物のビートは糖度が高く、特にバレイショ、カボチャ、トウキビなどは極めて美味なものが生産されており、これらのことから、この数名の農家が懸命に営農している地域でもあります。

昨年の第3回定例会において、谷口議員からの公共建物の対応についての質問に、教育長からは、公共建築物の維持管理には最低限の維持等も必要となり、最終的に取り壊すしかない状況となった場合、財政状況を勘案しながら計画的な取り壊しも必要と考えているとの答弁があり、また、鈴木総務部長からは、遊休建物となっている131の施設は必要最低限の管理がなされているが、解体しなければならない状況、あるいは活用の状況が出てきた場合、これらのことを自治体運営改革会議の中で全ての建物について細かく検証し、行政改革に努めていきたいと答えています。そこで、お尋ねをいたしますが、今日までこの会議においてどのようなことが検討されているのでしょうか。お示しをいただきたいと思います。

解体については多額の費用がかかることから、とかく後回しになりがちであります。老朽化はそのとき見過ごすことができても、後世代に大きな財政負担と危険な資産を残すことにな

ります。本市でも、今後、解体費用に向けての基金積み立てが必要と考えますが、いかがでしょうか。国では施設の撤去費用に地方債を認める方向で、国の支援策なども出始めているようですが、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。これらについて、市の御見解をお伺いし、私の一般質問を終わるものであります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から天塩岳、天塩川における観光行政について答弁申し上げ、老朽化した公共建築物の解体計画については総務部長から答弁申し上げます。

近年の健康に対する意識の高揚と、中高年層や女性の登山人気の高まりの中で、天塩岳の登山者数も増加しており、昨シーズンは約2,600人が訪れています。そこで、登山基地機能を有する施設として茂志利地区農業活性化センターを活用できないかとの御提言でありました。登山基地機能を果たすためには、天塩岳についてのさまざまな情報発信のほか、天候に関するリアルタイムな情報提供などが望まれることから、通信基盤のほか専門的知識を有する人的配置も必要と考えます。

加えて、このセンターは天塩岳道路入り口に比較的近い位置にあり、登山者が情報収集するには立ち寄りやすい場所にありますが、地域活動や集会場所としての利用を目的に、国や道の補助金を活用して建設したことから、利用に関して一定の制約があります。

こうしたことから、現状においては登山基地機能を有する施設の整備は困難と考えておりますが、これまで同様、朝日総合支所や朝日地域交流センター和が舎、天塩岳ヒュッテでの情報提供に努めるほか、ホームページやフェイスブックでの情報発信を更に進めるなど、天塩岳の魅力発信と登山者の利便性向上に努めてまいります。

次に、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、私の2期目 Manifesto のたくましいまち実現に向けた個性あるまち日本一を目指す施策の一つとして、貴重な地域資源である天塩岳や天塩川などの自然環境を生かし、その魅力を高めるとともに、積極的な情報発信に努め、地域ブランド化の推進や交流人口の拡大などに結びつけていくものであります。今回の土別の水の取り組みはその一つであり、天塩川の水を取水する東山浄水場の水道水をペットボトル化し3万本を製造、7月上旬の完成後、土別ハーフマラソン大会やサマージャンプ大会、産業フェアなどにおいて参加者や市民に配布したほか、合宿選手への提供や市内小・中学校、高校への配布、各種会議やイベントでの提供など、本市のPRに活用しているところです。

そこで、源流の水の取水についてであります。取水場所の選定に当たっては、天塩岳源流付近についても検討しましたが、天然水を使用する場合、水質の検査や取水方法、更に水量の確保など、製造までに要する期間や衛生面、コスト面での課題が多くありました。

一方、東山浄水場の水道水は、現在、市内の約8,000戸の家庭や事業所に供給されており、今回のボトリングによって、本市水道水の安全性やおいしさのPRにもつながることから、水

道水を使用することになりました。なお、今回の製造はPR用としての取り組みであり、次の製造については現時点で未定であります。

販売に向けては、市内の事業所、企業が製造販売を行う場合にはノウハウの提供など協力してまいりたいと考えており、御提言を踏まえ、販売できる体制がとれるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、全戸配布についてであります。広く市民の皆さんに土別の水を知っていただくことは重要であることから、これまで各学校や産業フェアなどを通じて市民の皆さんにも配布させていただきました。しかし、全戸配布となりますと、配布する方法など多くの課題がありますことから、現時点では困難と判断しています。

次に、携帯電話の受信施設の設置についてであります。

携帯電話の不感地域解消に向けては、平成19年10月と平成21年9月にNTTドコモに対して要望を行うとともに、平成22年度には国の臨時交付金の活用により基地局間を結ぶ伝送路を整備し、この結果、市内のほとんどの地域が通信可能エリアとなりました。

しかしながら、山間部など地形の関係で通信不可能な地域が依然として存在するため、平成25年2月には朝日町南朝日、三栄、茂志利地区を初め上士別町大和、温根別町、北温、白山地区の不感地域解消に向けて、改めて通信事業者に対する要望を行ったところです。通信事業者からは、現状では民家が少なく採算性が厳しい地区であることから、基地局の設置は非常に困難であるとの回答であります。今後も引き続き不感地域解消に向け、通信事業者に対する要望活動を継続してまいります。

以上を申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、老朽化した公共建築物の解体計画についてお答え申し上げます。

統廃合などにより廃校となった校舎については、地域の交流施設、あるいは公民館などとして活用している事例があり、旧茂志利小学校は公民館茂志利分館として使用してきたところですが、平成10年度に茂志利地区農業活性化センターを地域住民の交流の場として隣接地に新設したことや、平成24年度末には公民館分館を廃止したことから、用途変更により普通財産に移管し管理してまいりました。その後、旧校舎については、平成25年の大雪で一部が倒壊したことから、建物の飛散などを防ぐため部分的に解体を実施するなどの安全確保策を講じてきたところではありますが、今後、解体に向けて検討を進めてまいる考えであります。

また、その費用については概算で1,600万円程度かかるものと試算しているところであり、解体時期についても危険度などを勘案しながら計画的に検討してまいります。旧茂志利小学校については危険度から見て優先度が高い施設と認識をしています。

現在、本市には今後の具体的な活用の見込みがない遊休建物が、平成25年度末において131施設あります。これまで自治体運営改革会議においても公共施設全般について検討を進めてき

ており、特に85の施設については用途変更や指定管理への移行など段階的に見直しを進めたほか、安全性の確保と優先度に応じて解体を実施してきました。

現在、自治体運営改革会議では、遊休施設の活用、解体に係る計画について協議を行っており、今後についてはその柱となる公共施設マネジメント計画の策定が急務であること、この中に遊休施設の解体計画などを盛り込みながら、それぞれの施設について継続するもの、運営のあり方を見直すもの、廃止するものを判断するとともに、財政と連動させた実効性のあるものとするべきとの方針を確認しています。また、4月下旬、国から公共施設等総合管理計画の策定に係る指針が示されたこともあり、今後、更に情報収集を行い、公共施設マネジメント計画策定に向けて具体的な手法、スケジュールについて協議してまいります。

これまで解体経費の地方財政措置については、解体後、跡地の利用として将来的に建物建設を予定している場合以外は起債の活用が認められず、どのように財源を捻出するかが懸案となっていました。国は本年度から公共施設等総合管理計画を策定した場合、計画に基づく公共施設の解体経費については起債できるよう地方債の特例措置を創設しました。また、過疎地域自立促進特別措置法が平成32年度まで期間延長され、過疎計画に危険建物の解体や景観保全上行う施設撤去費として位置づけた場合には解体経費も起債可能となったことから、本市としては公共施設等の解体計画を策定し、過疎計画に公共施設解体事業を盛り込むことで、財政上有利な過疎債ソフト分を活用していくとともに、目的が限定される基金の活用ではなく財政負担の年度間調整を行う意味からも、財政調整基金の活用を視野に入れ、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などが実践できるよう努めてまいりたいと考えています。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君） 終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成26年第3回定例会に当たり、一括方式にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、初日の市長の行政報告にもありましたが、8月4日から6日にかけての土別での大雨災害に関し、被害を受けられました方々には心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日でも早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、近年、大雨に伴う災害が全国各地で多発しており、広島市北部でも大勢の犠牲者が出たところ。原因の一つが地球温暖化であること、そのため政府では再生可能エネルギーの普及拡大を初め、地球温暖化をもたらす二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制策に一貫して取り組んでいます。しかし、こうした取り組みの効果は短期間ではあらわれません。だからこそ、日ごろから国民の命と財産を守る防災対策が重要になってくると考えます。

今、政府では土砂災害防止法の改正に向けての動きも見られる状況ではありますが、今回は地区防災計画に関する質問をしたいと思います。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地区防災計画制度が本年4月より創設されました。地区防災計画は、私たちの住んでいるまちに災害が起こったときにどうするか、また、そのときに備え、前もって何を準備するかなどについて、現に住んでいる私たち自身が自発的に立てる防災のための計画です。従来、防災のためのプランは、国が立案する防災基本計画と、それをもとに各都道府県と各市町村がそれぞれ立てる地域防災計画がありました。しかし、東日本大震災では行政機能が麻痺する事態も招来し、住民による自助や地域コミュニティーなどによる共助が、津波からの避難行動や避難所の運営において重要な役割を果たしました。その反面、地域の防災力を担っていた消防団や消火隊など自主防災組織は、メンバーの高齢化や減少が危惧されています。

このような状況下、地域コミュニティーでの共助による防災活動の強化の必要性が高まっています。この個人の家庭での備えである自助と地域防災計画に基づく施策の公助をつなぐ、共助部分を強化する対策が地区防災計画と言えます。地区防災計画を立てる単位には制限がなく、自治会や商店街、学校や医療、福祉施設など、目的や価値を共有して活動する単位でもオーケー、市民みずからが防災行政にかかわる市民参加型行政のきっかけになると期待されます。

内閣府は、地区防災計画についてのガイドラインを設け、ホームページに公表しています。それによると、地区防災計画を規定する方法として、①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティーにおける防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する場合。②地区居住者が、地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて市町村防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める場合があります。簡単に言えば、住民などがみずからの防災計画を提案し、市町村が認めれば公的性格が付与されるということであると思います。

さて、この4月から創設された地区防災計画、今までに何か動きがあったか、また提案があったか担当課の方にお聞きしたところ、何も動きがないとのこと。災害は忘れたころにやってくるとも言われています。広島のように、あれだけの雨が短期間に集中すれば同様な被害は全国どこでも起こり得ることです。被害を受けたどの地域の人も一様に話していること、それは、今まで住んできて、また生きてきて、こんなことはなかったと。日ごろから防災について意識を高め、この地区防災計画の活用を地域で進めることが、今後の地域防災に大きな力になるものと思いたします。今後の周知、地域防災計画との取り組み等も含め、御所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、合宿の里ステップアッププランに関する質問です。

合宿の里士別は、本市の気候、風土を生かしたまちづくりの大きな柱として、昭和52年の順天堂大学陸上部の合宿を契機に、今や全国屈指の合宿地として定着してきています。今年度も日本陸連が、マラソン男子ナショナルチームの強化合宿を来年も引き続き士別で行う方針を表明しており、多くの指導者、選手から高く評価されているところであり、大変喜ばしい限りであると考えます。

この合宿の里の関係につきましては、平成25年第4回定例会におきまして、丹議長から質問があったところではありますが、今回、私のほうからはパラリンピック、パラリンピアンへの対応策、宿泊施設の充実とその支援策に絞って質問をしたいと思っております。

初めに、パラリンピックの対応策ですが、まず、我が国の現状を述べたいと思っております。

我が国は、スポーツ基本法の施行を受けて策定したスポーツ基本計画の中で、年齢や性別、障害などを問わず、スポーツに参加できる環境の整備をうたっています。来年度予算案には、パラリンピック選手の支援のためにパラリンピック選手用のナショナルトレーニングセンター新設に向けた調査費などが盛り込まれ、一定の対策は前進しています。

しかし、欧米主要国に比べると、まだまだ見劣りするようであります。例えば障害者が日常的に汗を流せる場所は確保されていません。車椅子や義足でスポーツをすると床に傷がつくといった理由で、体育館などの利用を断られるケースもあると伺います。障害者にスポーツを教える指導者の不足も指摘されており、日本障害者スポーツ指導員の登録者数は現在約2万2,000人、過去10年ほとんど変化してきていないようであります。障害者スポーツの裾野を広げるためには、施設の充実と指導者の育成は欠かせません。行政組織にも問題があり、都道府県の95.7%、市区町村の71.2%で、障害者福祉、社会福祉の関連部署が障害者スポーツを担当しています。スポーツ担当部署が専門職がおらず、かかわれないのが実態です。

このような現状の中、合宿の里ステップアッププランではパラリンピックの選手の受け入れを図っていますが、対応はできるのでしょうか、見解をお聞きしたいと思います。

日本でもこの後進的な分野、他市町村に先駆けて取り組むと、大いにステップアップできるものと確信しますが、どうでしょうか。宿泊施設においてもパラリンピアンへの対応のためのトイレ、バリアフリー化が必要になります。設備が充実していない旅館へは、新たな資金助成制度なども盛り込みながら対応を望むものであります。

加えて、従来から懸念されている新たな合宿受け入れ先、旅館の要請には、既存の受け入れ先が無理であれば新規の旅館経営者の依頼や発掘、育成等も考慮し、そのためには必要であれば市の助成資金も検討していただきたいと考えます。

以上を申し上げ、見解をお聞きいたします。

最後に、奨学金に関する質問です。

結論から先に申し上げますと、この質問の趣旨は奨学金制度の更なる充実、奨学金枠の拡大と市立病院の修学資金貸し付けのような、大学等を卒業して地元土別に戻り就職すれば奨学金の返済を要しない制度を取り入れてはどうかということであります。

文部科学省の調査によると、18歳人口が1,992年の205万人をピークに減り続けているにもかかわらず、日本学生支援機構奨学金の貸与人数は98年以降、一貫して増加しているようであります。98年度の50万人が、03年度87万人、08年度109万人、12年度134万人と年々増加しているようです。このため、大学、短大生で同機構の奨学金を受ける学生の割合である受給率は、98年度の11.0%が10年度には35.9%、約3人に1人が借りている計算になります。大学院生では

約2.5人に1人です。このように、少子化による学生数は減り続けているにもかかわらず、奨学金を受ける人数はそれに反比例して増えている状況です。これを受けて国は、今年度、大学生などへの無利子奨学金の貸与人数を2万6,000人増加しています。

このような状況の中で、それでは本市ではどうなのか。先日、担当課の方に聞きましたところ、平成25年度の奨学金貸し付けは38件、38人の実績とのことでありました。申し込みのほうは、それよりも若干多く、何人かの方が枠から漏れたとの報告を受けました。今後、さきに述べましたように、受給率は当然増えてくることが予想されます。予算枠が決められており、それを超える申し込みについては断るのではなく、今後の対応が期待される場所であると思料します。

本来、この奨学金の制度、資金の仕組みとしては償還が始まるまでは資金が一方的に出て滞留するように見えますが、貸し出した奨学金については償還してもらうので、収支尻については負担がなく、将来的に回収不能などの特殊事情がない限り、予算枠を上げたとしても問題ないものと考えます。向学心がありながら、経済的理由により進学できないことがないように、本当に困った人のためにこの奨学金制度があるわけでありますから、ぜひとも弾力ある判断をお願いするところであります。

加えて、2つ目の市立病院の看護師確保のための修学資金貸付制度と同様な取り組み、これは現在直面している人口減少問題の歯どめ策にもなるものと考えているところであり、今後の検討事項として提案いたします。

以上、申し上げます、私の一括方式での質問を終わります。 (降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から地区防災計画について答弁申し上げ、奨学金制度については副市長から、合宿の里ステップアッププランについては教育委員会から答弁申し上げます。

8月4日から6日の大雨による災害については、さきの松ヶ平議員の御質問にお答えしたとおりであり、今後においても災害に対して迅速な対応、対策に努めていく考えであります。

そこで、お尋ねの地区防災計画についてであります。防災対策は、みずからの安全をみずからで守る自助、地域において互いに助け合う共助、市及び公的機関が行う対策である公助があり、東日本大震災においては地震、津波により市町村の行政機能が麻痺したことから、住民自身による自助、地域コミュニティーによる共助が避難所運営などの面で重要な役割を果たしました。最近の世論調査においても、自助・共助・公助のバランスをとるべきという国民の意識も高まっています。こうしたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、地域コミュニティーにおける共助による防災活動推進の観点により、地区防災計画が創設されたもので、地域住民や自主防災組織、企業などが主体となって行う自発的な防災活動に関し、各地区の特性や想定される災害に応じた計画を作成することができることになりました。

また、市町村の防災会議は地区防災計画を市町村の地域防災計画の中に盛り込むことが可能

になり、市町村の地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動、いわゆる共助と公助が連携することで、地区の防災力を向上させることを目的としています。

本市では、本年8月に開催した士別市防災会議において、士別地域防災計画に市民及び事業所の責務として自助の努力を追加したほか、自主防災組織の育成などに関する計画として、共助の精神のもとに地域住民、事業所などにおける自主防災組織の育成や活動を新たに追加しました。また、本市における自主防災組織は平成20年から各自治会において設立され、朝日自治会を皮切りに現在31の自治会で活動しており、地域の防災力の向上に寄与しています。

地区防災計画制度は、議員お話しのとおり、計画の作成段階から地域住民の方が参加することにより、防災意識の向上や地域コミュニティーの活性化が図られ、地域防災力の更なる強化が期待できるものであり、地域の防災計画の根幹とも言えることから、今後、各自主防災組織や自治会に対し制度の周知を図るとともに、ホームページや広報誌を通じて市民を初め企業などに周知を図ってまいります。また、計画を策定する際には行政としても情報提供など可能な限りの支援を行うなど、一層の地域防災力の向上に努めてまいる考えであります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、奨学金制度についてお答えいたします。

まず、奨学金制度の更なる充実をとの御提言がありました。奨学金は経済的な理由によって就学が困難な学生に対し支援を行うためのものであり、その貸付制度につきましては、これまでも利用者の要望を伺い、見直しを行ってまいりました。平成21年には、大学・専修学校生への貸付額を月額1万8,000円から2万5,000円に引き上げるとともに、償還期間を7年から10年に延長し、翌22年には大学・専修学校生への貸付枠を24人から27人に増員して、現在の制度となっているところであります。しかし、制度を拡充したことにより、単年度においては償還される額よりも貸付額のほうが多くなっており、現在では奨学金の財源である基金が減少してきている状況にあります。

谷議員お話しのとおり、回収が不能とならない限り、将来的には収支の均衡が図れることとなりますが、仮に現在の基準のまま制度を運用した場合は、今後14年間で約4,000万円の財源不足となり、基金に新たな繰り入れが必要となります。本市の厳しい財政状況では基金への増額は困難な状況にもありますことから、奨学金を希望する方全員に貸し付けをするというのではなく、まずはより困窮されている方に対して援助を行うことで、この奨学金制度を長く続けることが必要であると考えます。

次に、看護師確保のための修学資金貸し付けと同様な制度についての御提案がありました。本市が行っている修学資金貸し付けは、看護学校などで学ぶ方に対して資金を貸し付けし、卒業後1年以内に市立病院など市の機関に看護師として勤務した場合、その勤務期間に相当する貸付期間分の償還を免除するというものであり、特に市立病院における看護師不足の解消を目的とした制度であります。

今日、本市の各分野における人材確保の状況を見ると、看護師以外にも例えば介護福祉や建設業、自動車産業などに携わる技術者の不足が叫ばれております。御提案のありました内容につきましては、これら人材の確保につながるのとあわせ、お話しの内容の人口減少問題の歯どめということにおいても有効な方策であると考えますので、今後において制度として導入する場合の諸課題を整理するとともに、商工会議所を初めとする各関係団体などの御意見を伺いながら鋭意検討を進めてまいります。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、合宿の里ステップアッププランについてお答えいたします。

初めに、パラリンピック選手の合宿誘致についてであります。

谷議員のお話のとおり、国の障害者スポーツの普及・振興施策は、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催決定に伴い、福祉からスポーツへの動きが急速に強まり、新たな展開が期待され、本市にとっても合宿の里推進をステップアップできる好機と捉えております。

本市における障害者スポーツの普及・振興は保健福祉部が中心となって進めておりますが、教育委員会においても取り組んでおり、先月開催されたオリンピックデーラン士別大会では、全国7会場のうち、唯一2年連続でパラリンピアンへの参加をいただき、市民へ障害者スポーツとパラリンピックの啓発を進めました。更に、本年7月には士別市体育協会から車椅子専用のトレーニングマシン、障害者エルゴメーターの寄贈を受け、総合体育館に設置しているところであります。

また、9月29日から10月7日まで、過去に合宿実績のあるNTT西日本陸上競技部が市内旅館で、アジアパラリンピックの視覚障害者日本代表、堀越信司選手の調整のため、チームのメンバーと合同で合宿されております。本市としても、日本代表選手のパラリンピアンへの合宿受け入れは初めてであり、堀越選手に直接宿泊や施設についての御意見を伺い、課題を検証しながら今後の受け入れの態勢を整えてまいります。

次に、日本障害者スポーツ指導員につきましては、初級・中級・上級・コーチなどの資格があり、現在のところ本市には指導員がいない状態ですが、障害者スポーツの普及・振興には必要な資格であり、パラリンピック選手の受け入れにも結びつくものと考えますので、今後、関係者と協議しながら資格取得について検討してまいりたいと考えております。

障害者スポーツの対象者は、聴覚障害者、知的障害者、身体障害者など幅広く、大会も聴覚障害者のデフリンピック、知的障害者のスペシャルオリンピックス、そして身体障害者のパラリンピックがあり、種目も障害の程度により多種多様です。

また、本市において障害者スポーツ選手の受け入れが可能なスポーツ施設としては、総合体育館、陸上競技場、南郷プール、あさひパークゴルフ場などに身障者トイレを設置しており対応可能ですが、完全にバリアフリー化されているのは総合体育館だけとなっております。

このたび策定したステップアッププランでは、新たな体育館の建設は困難であることから、パラリンピック種目の全てを受け入れするのではなく、陸上競技やパワーリフティング競技など、既に一定程度施設が整備されている種目に限定して誘致を進め、備品の購入や施設の改修などを実施する計画といたしました。

次に、宿泊施設についてであります。

市内の旅館はほとんどが和室であり、車椅子対応とするには全面的な改修が必要になるところですが、障害の部位や程度によっては現状の旅館施設でも対応可能な場合もあります。また、洋室が主体のホテルについても車椅子対応の施設として、トイレ、部屋の浴槽などの改修が必要となります。また、合宿の受け入れについては、合宿シーズンや大会開催時には宿泊希望者が宿泊可能者数を上回って、宿泊施設が不足する状況となっております。施設の老朽化や後継者不足も課題となっております。

今後は宿泊施設のバリアフリー化、民間ホテルの誘致や新規経営者の参入募集なども含め、旅館業組合や商工観光、福祉関係者とも協議しながら、支援のあり方など具体的な施策について十分に検討してまいります。

以上、申し上げまして、御答弁とさせていただきます。 (降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 2時19分散会)